第5回猪名川町住民投票条例検討委員会（議事録要旨）

令和５年１1月８日　１０時～１１時

第２庁舎２階委員会室

【事務局】

皆さんお揃いのようですので、ただいまより、第5回猪名川町住民投票条例検討委員会を開催させていただきます。

本年の6月に開催いたしました第1回の検討委員会で町長より諮問をさせていただきました。4回の検討委員会を経まして、条例制定に関する提言書を作成いただきました。本当に皆さんありがとうございます。

本日はですね、町長に答申をいただくこととなっておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

ここで本日配付しております資料の確認をさせていただきます。2点でございます。まず次第と猪名川町住民投票条例の策定に関する提言書をお渡しさせていただいております。不足はございませんでしょうか。

それではですね、ここから委員長の方に進行をお願いしたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

【委員長】

皆様おはようございます。

過去4回の検討委員会の審議結果を、今回提言書として事務局にまとめていただきました。今日はこの内容を町長に答申する運びになっております。その前に少しお時間をいただきまして、委員の皆さんとともにこの提言書について、振り返りをして参りたいと思います。

まず1ページ目の「1　はじめに」でございますが、ここには住民投票制度の概要なり、考え方なりをまとめております。最後の段落に書きましたけれども、やはり何か問題が起きてから住民投票条例を作るのではなくて、猪名川町の重要な将来を左右する問題について、どうやって解決することができるのかを、あらかじめ準備しておくということが、非常に重要かと考えております。

今回、猪名川町の住民投票条例検討委員会設置条例に基づいて本委員会が設置され、いわゆる常設型の住民投票条例のあり方について調査と審議を重ねて参ったということでございます。今後は、この条例が町民と町議会、町長によって活発に議論をされた上で制定されて、そして町政が町民・町議会・町長によって、これまで以上に緊張感を持って公正かつ民主的に運営される、これが私たちの願いであるというふうに締めました。この提言書がその一助となれば、という考えでございます。おそらく住民投票というのは、しょっちゅう使われる制度ではなくて、町長、町議会、町民が町民の意思を確認するという、そういう可能性を高めておくことで緊張感を生み出すための制度と理解しております。そのような運営が大変期待されるところでございます。

では2ページ目以降の「審議の進め方」ですが、これにつきましては事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

失礼いたします。よろしくお願いします。

まず、提言書2ページの「2　審議の進め方」につきまして、事務局で令和４年度に作成しました猪名川町住民投票条例試案、全28項目をたたき台としまして、そのうち13項目を特に協議を要するものとして、重点的に協議いただきました。残り15項目につきましては、関係諸法令での取り決めや一般的な事務手続きに関するものとして、事務局から説明し、内容を確認いただいて、特に意見等がある場合には協議をいただくということで審議を進めて参りました。

3ページ目の（１）検討委員会での協議事項について、協議事項1から協議事項13まで各項目の審議内容について、その要旨をご説明しながら委員の皆様とともに振り返りをさせていただきたいと思います。

まず協議事項1ですけれども、住民投票を付することができる事項について、これは第2条になるのですが、審議の結果、現在または将来の町政に重大な影響を与え、または与える可能性のある事項であって、町及び住民全体に利害関係を有し、住民に直接その賛成または反対の意思を確認する必要があるものとしております。また、それ以外の対象から除外する事項につきましては、第1号、町の権限に属さない事項、ただし住民福祉の利害に直接関わる場合はこの限りでないと。第2号、住民投票を実施することにより、特定の個人または団体、特定の地域の住民等の権利等不当に侵害する恐れのある事項。第3号、法令の規定に基づき住民等が行うことができる事項。第4号、専ら特定の住民もしくは地域または自治会に関係する事項。第5号、町の組織、人事、財務に関する事項。第6号、金銭の増減、又は徴収に関する事項。第7号、全各号に掲げるもののほか、住民投票を行うことが適当でないと、明らかに認められる事項となりました。

特に住民投票に付することができる事項、また、住民投票の対象から除外する事項について、最終的に町長が判断するということで、町長に権限が集中するということですが、猪名川町という組織の中の代表者だから決定は町長がすることになると。誰かが判断しないといけないということになれば、町長が最終的に判断することで、おかしくないというところで落ち着きました。

次に、4ページから6ページをご覧願います。協議事項２、投票資格者について、これは第3条になるのですが、住民投票の投票資格者として、審議の結果、年齢要件は満18歳以上の者、住所要件は引き続き3箇月以上猪名川町に住所を有する者、国籍要件は日本国籍を有する者となりました。特に国籍要件を日本国籍を有するものとしましたのは、投票資格者を公職選挙法における選挙や地方自治法における直接請求ができる有権者に準じているものでございます。

次に7ページから9ページをご覧願います。協議事項3、請求または発議について、これは第4条になるのですが、住民投票の請求者として、審議の結果、住民からの請求では住民投票の投票資格を有する者の5分の1以上の連署をもって、住民投票の実施を請求することができる。議会からの請求では、議員定数の12分の1以上の賛成をもって議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決したときは、町長に対して、住民投票の実施を書面により請求することができる。町長自らの発議では、議会との協議を経た上で、自ら住民投票を発議し、実施することができるとなりました。

試案の成立要件、第22条や投票結果の尊重、第24条とあわせて協議をいたしました結果、第1項の連署要件を当初の試案の6分の1から5分の1に変更いたしました。5分の1以上の連署としましたのは、地方自治法における議会の解散請求や、議会の議員・長の解職請求に必要な要件より基準を緩和しつつ、実際の対象人数から見て制度の濫用に繋がらないとの考え方によるものでございます。

委員からは、町長が発議して実施する場合、議決までは要しなくても、議会との協議は必要と考える。署名を集める部分を割と厳しくしてもいいのかなと、それだけの思いがないと住民投票はできませんよという、そこのハードルは必要かなと思いますといった意見。署名が4分の1とかになれば署名活動がものすごいハードルになってきて、なかなか実現が遠いかなと思いますと、そういった意見がございました。

次に9ページから10ページをご覧願います。協議事項4、住民投票の形式について、これは第5条になるのですが、住民投票の設問及び選択肢について、審議の結果、設問は投票資格者が容易に内容を理解できるような設問であること、選択肢は二者択一で賛否を問う形式であることとなりました。当初の試案に賛否を問うという言葉を加筆することで、投票結果から様々な解釈が生じないようにしておるものでございます。

次に10ページから11ページをご覧願います。協議事項5、代表者証明書の交付等について、これは第6条になるのですが、ここでは第2項に除外事項の判断主体が町長であることを明確に規定しております。また第７項に該当しないと決定した場合の通知、具体的な明記を義務づけています。

協議事項1、住民投票に付することができる事項の審議の時にも意見がございましたが、町長の裁量権について、各委員から町長に権限が集中するという意見がございましたが、最終的には、町長は決裁して却下するなり、補正するなりという形になると思う。町長は、猪名川町という組織の中の代表者だから、決定は町長がすることになる。誰かが判断しないといけないということになれば、最終的に町長が判断するということでおかしくないというところに落ち着きをいたしました。

次に11ページから12ページをご覧願います。協議事項6、住民投票の期日について、これは第12条になるのですが、住民投票の期日について、審議の結果、事由が生じ告示を行った日の翌日から起算して30日を経過して90日を超えない範囲において、住民投票の期日を定めるものとするとなりました。一時的に有資格者になることを目的とする転入を防ぐなどの目的から、多くの自治体が住民投票の実施が決定した日から90日を超えない範囲と定めております。

次に12ページから13ページをご覧願います。協議事項7、投票の方法について、これは第16条になるのですが、1人1票、秘密の保持、投票資格者名簿で確認、投票手続き、点字による投票、代理投票といった投票方法について、公職選挙法に基づく選挙の方法と同様の投票方法を基本として定めています。委員からは普段の選挙ルールに似ていることからわかりやすいといった意見がございました。

次に13ページをご覧願います。協議事項8、情報の提供について、これは第20条になるのですが、住民投票に関する情報の提供について、審議の結果、中立性の保持に努め、住民投票に必要な情報を、町の広報その他適当な方法により住民に提供しなければならないとなりました。

委員からは、出てくる案件の内容や住民または議会と町長などの関係にもよるが、どういう状況であったとしても、町は住民に対し正しい情報を届けることが重要である。試案では公平性という概念が入っているが、賛成派と反対派の意見を公平に情報提供できるのかが問題。難しいのであれば、公平性を書かないということも考えられる。町の広報誌に掲載するなど、情報提供の仕方を具体的に記載する必要があるといった意見がございました。当初の試案から、公平性の文言を削除しております。

次に14ページをご覧願います。協議事項9、投票運動について、これは第21条になるのですが、住民投票に関する情報の提供について、審議の結果、住民投票に関する投票運動は自由に行うことができる。ただし、買収、脅迫等により投票資格者の自由な意思が拘束され、もしくは不当に干渉され、または住民の平穏な生活環境が侵害されるものではあってはならないとなりました。条例に基づく住民投票については、公職選挙法の規定は適用されません。住民投票は、特定の案件について賛否を問うものであり、十分な議論や情報により判断される必要があることから、住民投票における住民投票運動については、可能な限り自由とした上で、公正な住民投票が行えるよう、買収、脅迫等といった住民の自由な意思が拘束され、または不当に干渉されるような行為については、制限されることをはっきりと明記をしております。

次に14ページから17ページをご覧願います。協議事項10、住民投票の成立要件と、協議事項11、投票結果の尊重については、これは第22条と第23条になるのですが、関連する事案であることから合わせて審議をいただきました。委員からは、投票した限りはその賛否の結果を知りたい。結果は必ず公表して欲しい。開票されないと結果を知ることができず、尊重することもできない。成立要件を定めずに投票結果を公表する代わりに、請求要件を少し高めるということでも良いと思うなどといった意見が出され、開票結果の公表及び尊重について、審議の結果、住民投票の成立要件は設けず、住民投票の賛否の内容に係る開票結果は公表する。住民投票において、一つの事案について投票したものの賛否いずれか過半数の結果が投票資格者総数の４分の1以上に達したときは、町議会及び町長は、住民投票の投票結果を尊重しなければならないとなりました。このことから、試案の第22条が削除され、第23条以降については、一条ずつ繰り上がることとなりました。

次に、17ページをご覧願います。協議事項12、再請求等の制限期間について、これは第24条になるのですが、再請求等の制限期間について、審議の結果、住民投票が実施されたときは、その結果が告示された日から2年が経過するまでの間は、同一の事項または同旨の事項について、住民投票の請求または発議を行うことができないとなりました。これは、住民投票の実施後、一定の期間、住民投票実施の再請求等を制限する規定で、多くの自治体が制限期間を2年と定めております。投票結果の安定を図りつつ、社会情勢の変化にも対応できるようにするために適当な期間であると考えられること、また議会の議員や長の選挙は4年ごとに行われるため、少なくとも2年経過すれば選挙の争点になりうるという点を考慮されたものと考えられます。

次に17ページ、18ページをご覧願います。協議事項13、条例の見直しについて、これは附則になるのですが、施行期日と条例の見直し規定について、審議の結果、委員からは条例を作ろうとするときに、条例の改正等について明記する必要はないと思う。他の条例と同じように、条例の見直しが必要なときに議会に提案して審議を受ければいいと思うといった意見がございました。施行期日のみを明記することとし、条例の見直し規定については、試案から削除いたしました。

以上で、重点的に協議いただきました、13項目について、振り返りにあたってのご説明とさせていただきます。それでは、代わらせていただきます。

続きまして19ページ（2）事務局からの提案事項以降を説明させていただきます。19ページの一覧にあります提案の1から15までの15項目につきましては、関係諸法令での取り決めや一般的な事務手続きに関するものとして事務局から説明をして内容を確認いただきまして、意見等がある場合には協議いただくということで審議を進めて参りました。

20ページをお願いいたします。提案事項1、目的でございます。これはこの条例の目的を定めている部分について説明させていただきまして、事務局の試案通り承認されたものでございます。

続きましてその下、提案事項２、署名収集の方法等につきましては、請求代表者が行う住民投票の実施請求のために必要となる署名収集の方法等について定めた部分につきまして、事務局から説明させていただきまして、試案の通り承認されたものでございます。

続きまして21ページ。提案事項3、署名簿の提出等でございます。こちらは署名簿に署名等した者の数が必要署名者数以上になった時の署名審査のための署名簿の提出などについて定めた部分でございます。こちらにつきましても事務局の試案通り承認されたものでございます。

続きまして22ページ。提案事項4、署名審査名簿の調製でございます。こちらにつきましては請求代表者から署名簿の提出があった場合における、署名等の審査を行うための署名審査名簿の調製の方法、抄本の閲覧とそれに関する異議の申し出等について定めたものでございます。こちらにつきましても特に意見はなく、事務局の試案通り承認されたものでございます。

24ページ。提案事項5、署名簿の審査及び署名収集証明書の交付についてでございます。こちらは町長に提出された署名簿の署名等の審査方法、審査後の署名簿の縦覧及びそれに関する異議の申し出、有効署名数の告示などについて定めた部分について説明させていただきまして、事務局の試案の通り承認されました。

続きまして26ページ。提案事項6、住民投票の執行についてでございます。住民投票の執行者と住民投票の管理及び執行に関する事務につきまして、地方自治法の規定に基づき、選挙管理委員会に委任することができることを規定した部分でございます。こちらにつきましては事務局から当初の試案「事務の一部を協議により選挙管理委員会」としていた部分を、「事務を猪名川町選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）」に改める説明をさせていただきまして了承を得ました。その他の部分は事務局の試案通り承認されています。

続きまして27ページの下の方、提案事項7、投票所でございます。こちらは投票所の指定について定めた部分でございまして、事務局より当初の試案「町長の指定した場所」としていたものを、「選挙管理委員会の指定した場所」に改める説明をさせていただきまして了承を得ました。

続きまして28ページ。提案事項8、投票資格者名簿の調製でございます。こちらは投票にあたって投票資格者の範囲を確定するための投票資格者名簿の調製の方法について定めたところでございます。事務局の試案どおり承認されました。

その下、提案事項9、投票資格者でないものの投票でございます。こちらは住民投票に当たり投票することができないものについて定めております。事務局の試案通りとなりました。

続きまして29ページの中ほど、提案事項10、期日前投票でございます。期日前投票及び不在者投票の実施について規定した部分について説明させていただきまして、試案通り承認されたものでございます。

続きまして30ページ。提案事項11、無効投票です。住民投票の形式的無効要因を列挙した部分について説明させていただきまして、議案通り承認されました。

その下、提案事項12、開票所についてでございます。こちらは開票所の指定について定めた部分でございまして、試案通り承認されたものでございます。

次のページ。提案事項13、住民投票結果の告示及び通知についてでございます。こちらは投票結果の告示と通知の手続きについて定めた部分になりまして、試案通り承認されたものでございます。

続きましてその下、提案事項14、投票及び開票でございます。こちらは本条例に定めるもののほか、住民投票の投票及び開票の手続きが公職選挙法、公職選挙法施行令、公職選挙法施行規則及び公職選挙法に基づく選挙運動等に関する規定の例によることを明らかにするものでございます。試案の通り承認されたものでございます。

次のページ、提案事項15、委任についてでございます。こちらはこの条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定めるということで、投票事務に関する詳細な手続きや様式等を別途規則で定めるという部分でございます。こちらも事務局の試案通り承認されたものでございます。

以上で事務局からの提案事項についての説明とさせていただきます。

それでは続きまして、住民投票までの流れを協議の内容を踏まえた上で、一部変更点がありますので、改めてフローチャートをご説明させていただきます。

まず33ページのところにフローチャートあると思うのですが、左から町民・議会・町長と3つ並んでございます、変更ありません。まず左の町民から説明させていただきます。

請求代表者証明書の交付申請がされまして、その請求内容を審査し、該当であれば請求代表者証明書が交付されます。必要署名数は、投票資格者数の5分の1以上の署名を必要とします。1ヶ月の間にその署名を集めていただくことになります。その提出された署名の審査を事務局で、20日間で審査をいたします。有資格者の名簿の方のお名前が署名簿の中にあるのかどうか、誤字記載がないかどうか、集められた署名が有効か無効かというのをそこで審査いたします。審査の結果に基づきまして、住民投票の実施請求ということで、請求をされます。

次に議会。真ん中のところになります。議案提起という形で議員定数12分の1の賛成が必要ということで、必要数の賛成があれば議案として提出することができます。議会の中で住民投票に関する議案が提出され、出席委員の過半数の賛成が必要ということで、その過半数の賛成をもとに確認されます。

次に一番右、町長です。議会との協議を経た上で、住民投票を発議し実施することができます。町民と議会につきましては、事務局が請求受理後、5日以内に住民投票実施を設定することになります。最終的に決定するのは町長になります。そのあと、住民投票実施の告示をいたします。住民投票に関して住民運動から始まります。また、町から住民投票の内容、こんなことが争点ですというような内容の情報提供を、ホームページや広報誌などでさせていただきます。

次34ページに移ります。住民投票の期日の告示をいたします。投票日の5日前までに告示となっております。実施の告示をしてから30日を経過して90日を超えない範囲の中で、住民投票の期日を決定いたします。住民投票の実施につきましては二者択一で賛否を問う形式です。実施の結果、開票が行われ、投票の結果の告示が行われます。投票したものの賛否いずれか過半数の結果が投票資格者数の4分の1以上に達したとき、結果を尊重しなければならないとしています。フローチャートについては以上になります。

続きまして35ページ、猪名川町住民投票条例検討委員会での検討経過について、簡単にではありますがご説明させていただきます。一番上、第1回目、令和5年6月22日に開催されました。主な内容につきましては、猪名川町住民投票条例案の策定について、条例策定の経緯、スケジュール、検討委員会での協議事項等について確認いたしました。2番目、条例案の審議等について、協議事項のうち試案第2条について協議をいたしました。

第2回目、5年7月24日。一つ目、住民投票条例のフローについて。二つ目、条例案の審議等について、協議事項のうち試案第2条から第16条まで協議をいたしました。

第3回、令和5年8月24日。一つ目、住民投票条例のフローについて。二つ目、条例案の審議等について、協議事項のうち試案第20条から附則まで協議をいたしました。

第4回、令和5年10月6日。一つ目、住民投票条例のフローについて。条例案の審議等について、協議事項のうち議論が残っていた試案第22条について第4条及び第24条とあわせて協議をいたしました。三つ目、条例案の提案事項について、事務局からの提案事項について協議をいたしました。

本日、第5回目、11月8日。これまでの審議の振り返り、住民投票条例の策定に関する提言書についてということになっております。

その表の下、猪名川町住民投票条例検討委員会委員名簿といたしまして載せさせていただいております。

以上です。

【委員長】

ありがとうございます。提言書の振り返りをさせていただきました。

委員の皆様からご意見ございましたら、ぜひご発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは猪名川町住民投票条例の策定に関する提言書についての振り返りを終了いたしまして、町長への提言書の答申について、事務局に進行をお願いいたします。

【事務局】

ありがとうございました。

この後、提言書を委員長から岡本町長へ答申をいただきたいと思います。会場の準備をさせていただきますので、5分ほど休憩とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

＜町長入室＞

【事務局】

それでは猪名川町住民投票条例の策定に関する提言書を委員長から岡本町長に答申をいただきたいと思います。お2人、前の方にお願いをいたします。

そうしましたら委員長、よろしくお願いいたします。

【委員長】

6月に諮問いただきました猪名川町住民投票条例の策定につきまして、5回にわたりまして委員と議論を交わして、今回提言書を作成いたしました。こちらを答申いたします。

【町長】

提言書ありがとうございます。お疲れ様でございました。

【事務局】

ありがとうございます。続きまして、岡本町長から皆様にお礼のご挨拶をさせていただきます。よろしくお願いします。

【町長】

ただいま、猪名川町住民投票条例の策定に関する提言書をいただきました。作成どうもありがとうございました。

委員長はじめ、委員の皆様には大変ご労苦をおかけしたと思います。感謝申し上げます。

そもそもの発端が、地域の重要な問題については、自分たちで住民の皆さんで決めることが大事だという考え方のもと、間接民主制を補完する制度として住民投票条例の策定についての諮問をさせていただきました。この問題、結構シビアな問題でございまして、問題が起きてから考えていきますと結構それぞれの思惑が邪魔をいたしまして、なかなか成案に結びつかないというのが全国での状況、また猪名川町での状況でございます。

手垢のついていない状態で、この分野でのスタンダードな考え方を土台として、専門的な委員の皆さん、或いは住民のいろんな視点からご議論をしていただいたと聞いております。猪名川バージョンという形で現在ご提言いただきまして、大変感謝申し上げます。

これからは、これに基づきまして素案といいますか、住民投票条例案のたたき台を作成いたしまして議会の方にまずは報告させていただく。それから、住民の皆さんのご意見をいただくという意味でパブリックコメントにかけさせていただく。そして、3月の議会に上程させていただいて、議会での審議を通じて成案といいますか、制定に結びつけていきたい、そのように思っております。

大変夏の暑い時期も含めまして、委員の皆さんにはいろいろと熱心にご審議いただいたということを聞いております。直接、私自身は中身に全く関与しておりませんので、今回のこの提言を見せていただきまして、公平な観点での住民投票条例の制定に結びつけていきたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

本当にこれまでありがとうございました。感謝申し上げます。

【事務局】

ありがとうございました。

これで答申を無事終了することができました。皆様本当にありがとうございました。

この後の進行につきましては、委員長の方にお返しいたします。よろしくお願いいたします。

【委員長】

どうもありがとうございました。それでは「4　その他」についてでございますが、何かありましたら、事務局よりご説明をお願いいたします。

【事務局】

事務局の方ですけれども、その他について4件ご説明がございます。

まず１つ目、検討委員会の審議内容及び提言書の公表につきまして、提言書や議事録などの資料をホームページに掲載して公表する予定でございます。議事録については、委員長、副委員長、委員といった形で名前は掲載せず、誰がどういった発言をしたかについてはわからない形での掲載をしたいと考えております。掲載内容につきましては、委員長と調整をさせていただくということでご了解いただけたらと思っております。よろしいでしょうか。

２つ目、委員の任期について、猪名川町住民投票条例検討委員会設置条例第4条に、委員の任期は委嘱または任命の日から、第2条に定める事務が終了する日までとするとなっております。また、第2条では、委員会は、町長の諮問に応じ、常設型の住民投票条例の策定に関する事項について調査及び審議し、その結果を町長に答申するものとするとありますことから、委員の皆様の任期は、本日までとなっております。約半年間にわたりましてご審議を賜りましたこと、誠にありがとうございました。

３つ目、条例制定に向けた今後のスケジュールについて、先ほど町長の挨拶の中でもございましたが、11月中に答申された提言書をもとに住民投票条例素案を作成して、議会に説明、報告をいたします。12月から1ヶ月、パブリックコメントで案を縦覧して広く住民から意見を募ります。令和6年2月から3月にかけまして条例案を議会に提案し、総務建設常任委員会、また本会議の方で議決を得ます。4月1日から条例施行を予定しております。

４つ目、委員報酬の支払いにつきまして、当初の予定よりも1回多く検討委員会を開催しておりまして、予算の流用などの手続きに少し時間がかかりますので、令和6年1月末までに各委員からお伺いをしております口座に振り込む予定としておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございました。大学３年生の時に阪神・淡路大震災を経験し、学部のゼミや修士課程では、地方自治体の危機管理について研究をしました。そのときから学んできた地方自治の知識が、今回の条例策定で役立てることができました。

今回、委員の皆様と議論をすることができ、非常に有意義な時間を過ごすことができたと考えております。委員の中から住民投票の結果を知りたいというお言葉があり、試案を修正することとなりましたけれども、地方自治というのはやはり住民が参加して、その結果を住民が知るということが基本にあるように思いました。常設型の住民投票制度では投票率が50％を超えなければ、投票結果を公表しないという自治体が非常に多いわけですが、今回はそれと違う形で制度を作り、提案できたということは、非常によかったと思っております。

今回、約半年間にわたりまして、委員の皆様には審議へのご協力をいただきまして、大変ありがたく思っております。また事務局の皆様には、提言書の作成や修正を行っていただきまして、大変心より感謝しております。

では、以上をもちまして、この委員会を閉じさせていただきたいと思います。

皆様、どうもありがとうございました。

【事務局】

そうしましたら猪名川町住民投票条例検討委員会は、これで終了させていただきます。

ありがとうございました。